

# 大田市少量危険物等運用基準

平成 23 年 4 月 1 日  
改正 令和 3 年 3 月 1 日

**第 1 条** この基準は、大田市火災予防条例(平成 17 年 10 月 1 日条例第 223 号以下「条例」という。)第 4 章の規定に基づき、指定数量未満の危険物及び指定可燃物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準等に関する運用について、必要な事項を定めることを目的とする。

なお、この規定は「危険物の規制に関する政令」の規定に準拠したもので、解釈及び運用にあたっては「危険物の規制に関する政令」の規定と同様に、又はこれに照応して考えてさしつかえないものであること。ただし、製造所内においてする危険物の貯蔵及び取扱いについては、それが指定数量未満であっても、政令で定める技術上の基準に従うこと。

**第 2 条** 条例第 30 条に規定する指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準に関する運用は、次のとおりとし、一般家庭で使用される指定数量の 5 分の 1 未満の危険物(以下「微量危険物」という。)についても本条の規制を受けるものであること。

- (1) 第 1 号及び第 2 号に規定するみだりにとは、必要にないにもかかわらずのことである。
- (2) 第 2 号に規定する不必要な物件とは、ダンボール等のことである。これらは、整理されていても放置することは認められないものである。
- (3) 第 3 号に規定する必要な措置とは、貯蔵及び取扱いの形態に応じた密栓、ふた、受皿、バルブ等の設置及びこれらの管理、並びに器具を用いた危険物の急激な注入を避ける方法とする。
- (4) 第 4 号に規定する容器は、危険物の規制に関する規則(昭和 34 年総理府令第 55 号以下「危規則」という。)第 39 条の 2 に規定する危険物の品名及び危険等級に応じ、固体の危険物については危規則別表第 3 及び第 3 の 3、液体の危険物については危規則別表第 3 の 2 及び第 3 の 4 において適応する運搬容器の材質又はこれと同等以上の耐熱、耐薬品性及び強度を有する材質のものであること。
- (5) 第 6 号に規定する必要な措置とは、次に掲げる方法又はこれと同等以上の効果を有する方法とする。
  - ア 戸棚、棚の本体が地震動等により転倒、落下しないよう建築物の壁体又は床面に直接固定する等、適切に措置すること。
  - イ 容器の転倒、転落又は破損を防止するための有効な柵、滑り止め等を設置すること。
  - ウ 接触又は混合により発火するおそれのある危険物又は物品は、相互に接近して置かないこと。

**第 3 条** 条例第 31 条の 2 第 1 項に規定する技術上の基準に関する運用は、次のとおりとする。

- (1) 第 1 号に規定する他にくみ上げるものには、ゴミ及び砂等も含まれる。
- (2) 第 2 号に規定する他に危害又は損害を及ぼすおそれのない方法とは、下水、河川、土中等に投棄することなく、危険物の性質に応じ、中和又は希釈する等、他に人的又は物的損害を及ぼさない方法で処理することをいう。
- (3) 第 3 号に規定する危険物の性質に応じ、遮光又は換気を行うとは温度又は湿度の変化により酸化又は分解等を起こすおそれのないように、適正な温度又は湿度を保つための措置をいい、遮光とは、直射日光に限らず光をあてない措置、換気とは換気設備により室内の空気を有効に置換するとともに、室温を上昇させないことをいう。  
遮光すべき危険物にあっては、黄リン、エーテル、二硫化炭素等がある。
- (4) 第 4 号に規定するその他の計器とは、液面計、流速計、流量計、導電率計、回転計及び電流計等をいう。
- (5) 第 5 号に規定する異物とは、石、ガラス、薬品、他の危険物及び危険物の貯蔵又は取扱いにおいて必要とされる物質を除いたすべての物質であり、必要な措置とは、危険物を取り扱う場合に必要に応じてふた等で覆うことをいう。
- (6) 第 7 号に規定する可燃性のガスとは、アセチレン、水素、液化石油ガス、都市ガス等の可燃性のものをいい、可燃性の微粉とは、マグネシウム、アルミニウム等の金属粉じん及びでん粉その他の可燃性粉じんで、集積した状態又は浮遊した状態において着火したときに爆発するおそれがあるものをいう。
- (7) 火花を発生する機械器具とは、溶接、グラインダー等の作業に必然的に火花を発生するもの又は火花を発生する電気機器等をいう。
- (8) 第 8 号に規定する危険物は、二硫化炭素、硝化綿、黄リン、金属ナトリウム、パラフィン等である。
- (9) 第 10 号に規定する危険物の温度が局部的に上昇しない方法とは、次に掲げる方法又はこれと同等以上の効果を有する方法とする。
  - ア 直火を用いない方法であること。
  - イ 危険物を加熱し、又は乾燥するための機械器具等の熱源と被加熱物とを相対的に動かす方法であること。
  - ウ 危険物を加熱し、又は乾燥するための機械器具等の被加熱物の温度分布に偏りを生じない方法であること。
- (10) 第 11 号に規定する防火上安全な場所とは、次に掲げるいずれかの場所とする。
  - ア 屋外であって、火源等から安全と認められる十分な距離を有している場所であること。
  - イ 屋内であって、不燃材料の隔壁で区画され、開口部に防火設備が設けられ、かつ、当該区画内に火源となるものが存在しない場所であること。
- (11) 第 12 号に規定する防火上有効な隔壁で区画された場所等とは、次に掲げるいずれかの場所とする。
  - ア 屋外であって、火源等から安全と認められる十分な距離を有している場所であること。
  - イ 屋内であって、火源等から安全と認められる距離を有しており、かつ、周囲の二

方向以上の壁が開放されているか、又はそれと同等以上の通風、換気が行われている場所であること。

ウ 屋内であって、不燃材料又はこれと同等以上の材料の隔壁で区画され、開口部に防火設備が設けられ、かつ、当該区画内に火源となるものが存在しない場所であること。

エ 屋内であって、不燃性の塗装ブースを設け、かつ、当該塗装場所内に火源となるものが存在しない場所であること。

(12) 第 13 号の規定する危険物が危険な温度に達しない方法とは、次に掲げる方法又はこれと同等以上の効果を有する方法とする。

ア 油槽容量を十分にとる方法であること。

イ 循環冷却装置を用いる方法であること。

ウ 攪拌装置を用いる方法であること。

エ 冷却コイルを用いる方法であること。

(13) 第 14 号に規定する染色又は洗浄の作業においては、可燃性蒸気が滞留するおそれがあるため、換気設備により室内の空気を有効に換気するとともに、当該作業により生じる危険物に該当する廃液については、公共下水道等に流出させることのないよう、ためますを設置する等の対策を講じること。

(14) 第 15 号の規定するバーナーを使用する場合においては、次に掲げる措置又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。

ア フレームアイ等の火炎検出器を設置し、バーナーの不着火時に燃料の供給を停止する機構を有すること。

イ プレパージ(バーナーに点火する際、事前に燃焼室内に送風し、未燃焼ガス等を有効に除去すること。)又はポストパージ(バーナーの燃焼を止めた後、ある一定時間送風を継続して、燃焼室内の未燃焼ガス等を有効に除去すること。)機構を有すること。

ウ 危険物をポンプにて供給している場合に、戻り管を設置し危険物の流出を防止する方法であること。

(15) 第 17 号に規定する容器の積み重ね高さの算定方法は、地盤面又は床面から最上段の容器の上部までの高さとする。

**2 条例第31条の2第2項**に規定する技術上の基準に関する運用は、次のとおりとする。

(1) 第 1 号に規定する見やすい箇所とは、指定数量の 5 分の 1 以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所(以下「少量危険物貯蔵取扱所」という。)の出入口付近等で外部から見やすい箇所とし、掲示板については、標識と同一の場所とするか又は施設の実態に応じて複数の場所に掲示することとする。

ア 移動タンク以外の少量危険物貯蔵取扱所

(ア) 標識、掲示板の材質は、耐候性、耐久性があるものとし、また、その文字は、雨水等により容易に汚損したり消えたりすることのないものとする。

イ 移動タンク

(ア) 標識は、車両の前後から確認できる位置に設ける。この場合、必ずしも 2

箇所に設ける必要はない。

- (イ) 掲示板の内容については、類、品名、最大数量をタンク等に直接記載することとして支障はなく、火気厳禁等の防火に関する必要事項の記載は要しないものとする。
- (2) 第2号に規定する危険物の漏れ、あふれ又は飛散を防止することができる構造とは、二重缶、二重配管、戻り管、波返し、フロートスイッチ、ブース、受皿、囲い、逆止弁、ふた等を設けることをいう。なお、自然流下による戻り管の口径は、給油管の概ね1.5倍以上とする。
- (3) 第3号に規定する温度測定装置は、危険物を取扱う設備の種類、貯蔵、取扱いの形態、性状及び測定温度範囲等を十分に考慮し、安全、かつ、正確に把握できるものであること。
- (4) 第4号に規定する防火上安全な場所とは、直火の設備が危険物を取り扱う場所と防火的に区画された場所をいう。  
直火を用いない構造とは、水蒸気、温湯、熱風を用いた構造をいう。  
火災を防止するための付帯設備とは、次に掲げる構造であるものとする。  
ア 引火、着火防止装置付のもの  
イ 温度制御装置付のもの  
ウ 加熱防止装置付のもの
- (5) 第5号に規定する安全装置とは、次に掲げるもの又はこれと同等以上の効果を有する構造であるものとする。  
ア 自動的に圧力の上昇を停止する装置であること。  
イ 減圧弁でその減圧側に安全弁を取り付けたものであること。  
ウ 警報装置で安全弁を使用したものであること。  
なお、取り付け位置にあっては、タンク本体又はタンクに直結する配管に取り付けるものとし、その取り付け位置は、点検が容易であり、かつ、作動した場合に気体のみ噴出し、内容物を吹き出さない位置とする。
- (6) 第6号に規定する熱媒体又はその蒸気を火災予防上安全な場所に導く構造とは、熱媒体又はその蒸気がそのまま噴出しないよう、当該安全装置から配管等で冷却装置や予備タンクに導くような構造をいう。
- (7) 第7号に規定する電気工作物に係る法令とは、電気事業法(昭和39年法律第170号)に基づく電気設備に関する技術基準を定める省令(平成9年通商産業省令第52号)によるものとし、その適用範囲は次のとおりとする。  
ア 引火点が40度未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合  
イ 引火点が40度以上の危険物を引火点以上の状態で貯蔵、又は取り扱う場合  
ウ 可燃性微粉が滞留するおそれのある場合
- (8) 第8号に規定する静電気を有効に除去する装置とは、次に掲げる方法又はこれと同等以上の効果を有する方法とする。ただし、第四類の危険物のうち特殊引火物、第一石油類、第二石油類を取り扱う場合に限る。  
ア 接地による場合の抵抗値は、概ね1,000オーム以下とし、接地線の太さは断線

するおそれのない十分な太さのものを使用しなければならない。

イ 空気をイオン化する方法又は湿度を増加させる方法であること。ただし、危険物を取り扱う機械器具等の設備の実態に応じた適切な措置を講ずるものとする。

(9) 第9号に規定する配管の運用上の基準は、次のとおりとする。

ア アに規定する水以外の不燃性の液体には、水系の不凍液等が該当し、不燃性の気体には窒素ガスが該当するものであること。

イ アに規定する「その設置される条件及び使用される状況に照らして十分な強度を有するもの」のうち、金属製のものには表1の例によるものとする。

表1 配管材料

規 格	名 称	記 号
J I S G 3101	一般構造用圧延鋼材	SS
3103	ボイラ及び圧力容器用炭素鋼及びモリブデン鋼	SB
3106	溶接構造用圧延鋼材	SM
3452	配管用炭素鋼鋼管	SGP
3454	圧力配管用炭素鋼鋼管	STPG
3455	高圧配管用炭素鋼鋼管	STS
3456	高温配管用炭素鋼鋼管	STPT
3457	配管用アーク溶接炭素鋼鋼管	STPY
3458	配管用合金鋼鋼管	STPA
3459	配管用ステンレス鋼管	SUS-TP
3460	低温配管用鋼管	STPL
4304	熱間圧延ステンレス鋼管	SUS-HP
4305	冷間圧延ステンレス鋼管	SUS-CP
4312	耐熱鋼板	SUH-P
J I S H 3300	銅及び銅合金継目無管	C-T C-TS
3320	銅及び銅合金溶接管	C-TW C-TWS
4080	アルミニウム及びアルミニウム合金継目無管	A-TES A-TD A-TDS
4090	アルミニウム及びアルミニウム合金溶接管	A-TW A-TWS
4630	チタン及びチタン合金の継目無管	TTP
JPI 7S-14	石油工業配管 アーク溶接炭素鋼鋼管	PSW
API 5L	LINE PIPE	5L
5LX	HIGH TEST LINE PIPE	5LX

ウ エに規定する外面の腐食を防止するための措置は、地上に設置する配管にあっては外面の腐食を防止するための塗装を行うものとし、地下に設置する配管にあっては、塗覆装又はコーティングを行うこと。

地下配管の塗覆装、コーティング、電気防食の方法にあっては、危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示(昭和49年5月1日自治省告示第99号)第3条から第4条の規定によるものとする。

エ オに規定する点検することができる措置とは、ふたのあるコンクリート造等の箱をいい、その構造は、次に掲げるとおりとする。

(ア) ふたの大きさは容易に点検ができるものであること。

(イ) 深さは、点検が十分にできるものであること。

(ウ) 漏れた危険物が地下に浸透しない措置が講じられていること。

**第4条 条例第31条の3第2項に規定する屋外の少量危険物貯蔵取扱所(移動タンクを除く。)**の周囲の空地等は、次のとおりとする。

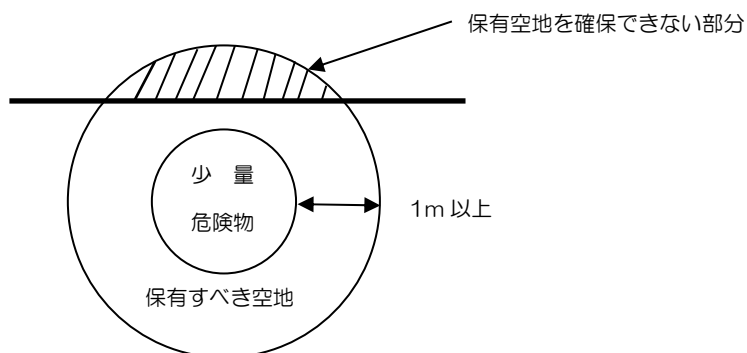
(1) 第1号の表に掲げる空地の幅は、危険物を取り扱う設備、装置等(危険物を取り扱う配管その他これに準ずる工作物を除く。)を水平投影した外側からの距離をいうもので、空地の保有範囲は上空の空間部分にも及びものである。

(2) 防火上有効な塀は、不燃材料で造られたものであり、かつ、災害が発生した場合に他にその被害を及ぼすことのないよう次に掲げる基準によらなければならない。

ア 塀の高さは、1.5メートル以上とし、少量危険物貯蔵取扱所の高さが1.5メートルを超える場合は当該施設の高さ以上であること。

イ 塀を設ける場合は、**図1**の例により塀は空地を保有できない部分を遮へいする範囲以上であり、かつ、塀で遮へいする部分以外は、1メートル以上の幅の空地を保有すること。

**図1**

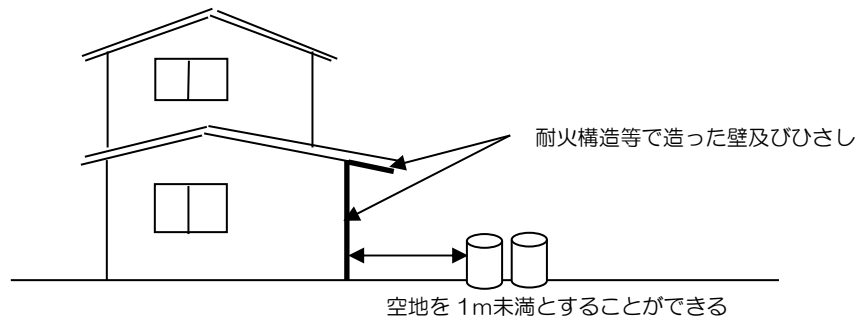


ウ 塀の構造が、地震等の災害においても容易に破損、倒壊しない構造であること。

(3) 開口部のない防火構造の壁又は不燃材料で造った壁に面するときは、次に掲げる条件を満たすものであること。

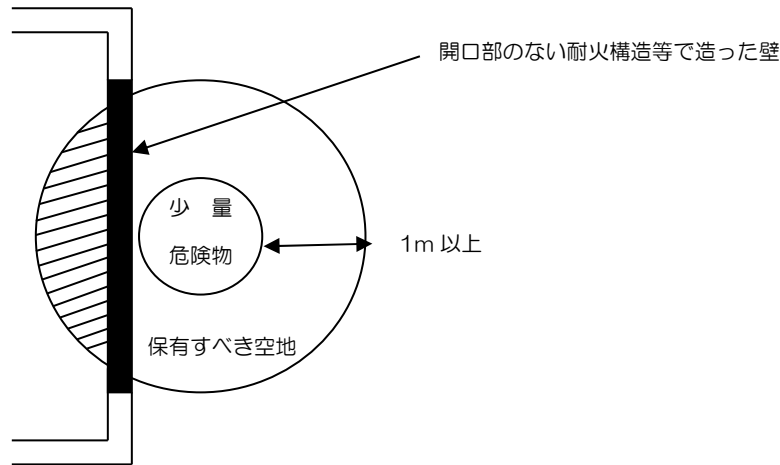
ア **図2**の例により壁の高さが、地盤面から少量危険物貯蔵取扱所が直面する階までの高さであるものとする。なお、この場合、ひさし部分は当該壁と同等以上の防火性能を有していること。

図2



イ 壁の幅は、図3の例により空地が保有できない部分を遮へいする範囲以上であること。

図3



(4) 第2号に規定する危険物の流出防止にこれと同等以上の効果があると認められる措置とは、次のとおりとする。

- ア 危険物を取り扱う設備の周囲の地盤面に排水溝を設ける場合
- イ 危険物を取り扱う設備の架台に有効な堰又は囲いを設ける場合
- ウ パッケージの形態を有し、危険物の流出防止に同等の効果が認められる場合
- エ 危険物を取り扱う設備の周囲の地盤面に鉄筋コンクリート造等の防油堤を設ける場合

**第5条 条例第31条3の2**に規定する屋内の少量危険物貯蔵取扱所の技術上の基準に関する運用は、次のとおりとする。

(1) 第1号の規定は、室内の壁等の構造について定めたもので、壁等が木造の場合には、室の内部を不燃材料で被覆する必要があるものであること。

構造規制を受ける範囲は、原則として室内全体とする。天井のない室にあっては、屋根も含むものとする。

- (2) 第 3 号の規定は、危険物が施設外へ流出することを防止するための措置について定めたもので、当該措置は次によること。

ア 危険物が浸透しない構造とは、コンクリート、金属板等で造られたものであること。

イ 適当な傾斜をつけ、かつ、ためますを設けることとは、壁、堰、排水溝等と組み合わせて、漏れた危険物を容易に回収できるものであること。

- (3) 第 5 号の規定は、危険物を貯蔵し、又は取り扱うのに必要な採光、照明及び換気設備について定めたもので、当該設備は次によること。

ア 採光は、照明設備が設置されている場合で、十分な照度が確保されている場合は設けないことができるものであること。

イ 危険物の取扱いが、出入口又は窓等により十分に採光がとれ、昼間のみに行われる場合は、照明設備を設けないことができる。

ウ 換気設備は、室内の空気を有効に換気し、温度、湿度を適正に保つことができるものとする。ただし、強制排出設備又は自動強制排出設備により、室内の空気を有効に換気することができ、かつ、室温が上昇するおそれのない場合は、換気設備の設置を緩和できるものであること。

エ 延焼のおそれのある外壁の部分にある換気口には、温度ヒューズ付の防火ダンパーを設けること。

- (4) 第 6 号の規定は、可燃性蒸気等の排出について定めたもので、当該設備には次によること。

ア 可燃性の蒸気が滞留するおそれのある場合とは、引火点が 40 度未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合をいう。

イ 可燃性微粉とは、マグネシウム、アルミニウム等の金属粉じん及び小麦粉、でん粉、その他の可燃物性粉じん、で、集積した状態において着火したときに爆発するおそれがあるものをいう。

ウ 排出口は、軒高以上又は地上 4 メートル以上の高さとし、建築物の窓等の開口部及び火を使用する設備等の給排気口から 1 メートル以上離れていること。

エ 延焼のおそれのある外壁の部分及び他の部分を区画する不燃材料で造った壁を排出ダクトが貫通している場合には、当該貫通部分に温度ヒューズ付の防火ダンパーを設けること。

オ 排出設備は、自動強制排出設備の例(図 4-1 から図 4-3)及び強制排出設備(図 5-1 から図 5-2)により設けること。



図 4-1

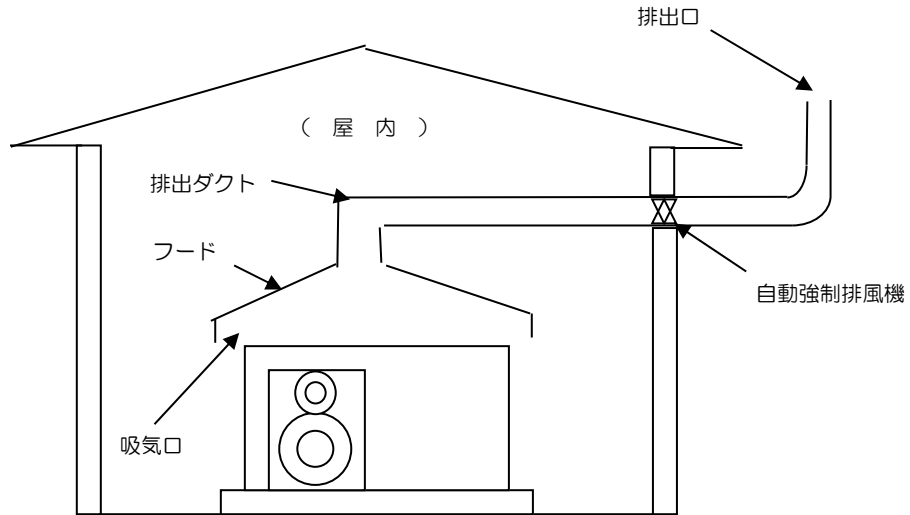


図 4-2

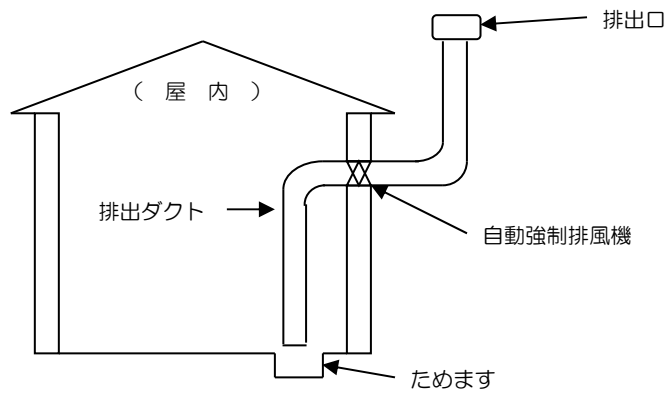


図 4-3

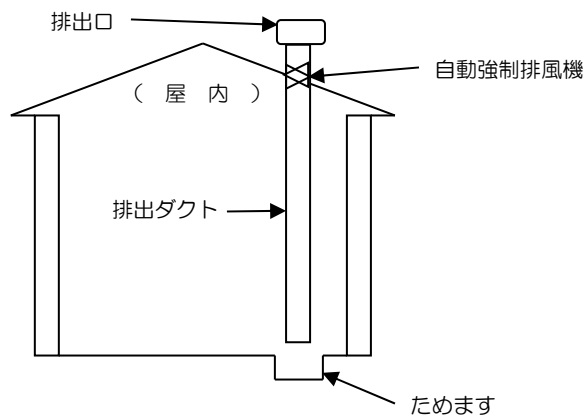


図5-1

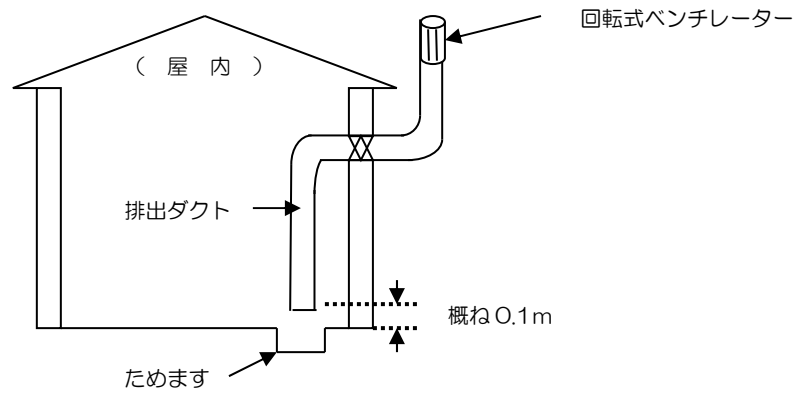
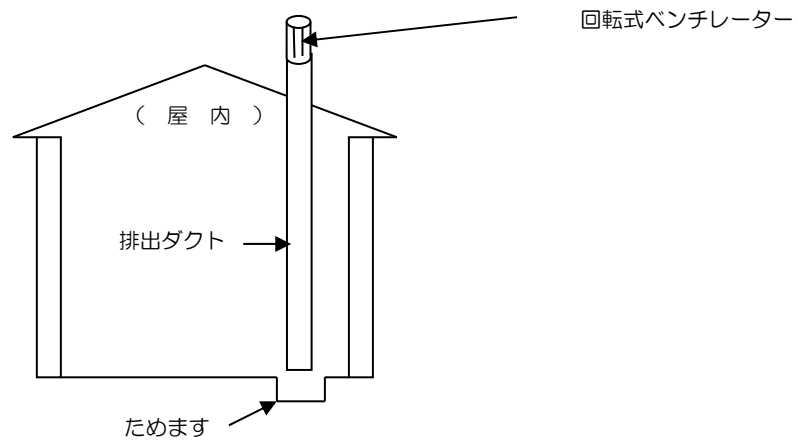


図5-2



第6条 条令第31条の4第2項に規定するタンクの位置、構造及び設備の技術上の基準に関する運用は、次のとおりとする。

- (1) 第1号に規定するこれと同等以上の機械的性質を有する材料とは、次式により算出された数値以上の厚さを有する金属板とし、表2の金属板の最小板厚例によるものとする。

$$t = (400 / \sigma) \times t_0$$

t:使用する金属板の厚さ(mm)

$\sigma$ :使用する金属板の引張強さ(N/mm<sup>2</sup>)

t<sub>0</sub>:タンク容量の区分に応じた鋼板の厚さ(mm)

表2 主な金属板の最小板厚例（単位mm）

材質名	JIS 記号	引張り強さ (N/mm <sup>2</sup> )	容 量						
			40 $\frac{kg}{cm^2}$ 以下	40 $\frac{kg}{cm^2}$ を超え 100 $\frac{kg}{cm^2}$ 以下	100 $\frac{kg}{cm^2}$ を超え 250 $\frac{kg}{cm^2}$ 以下	250 $\frac{kg}{cm^2}$ を超え 500 $\frac{kg}{cm^2}$ 以下	500 $\frac{kg}{cm^2}$ を超え 1000 $\frac{kg}{cm^2}$ 以下	1000 $\frac{kg}{cm^2}$ を超え 2000 $\frac{kg}{cm^2}$ 以下	2000 $\frac{kg}{cm^2}$ を超え るもの
鋼板 一般圧延	SS-400	400	1.0	1.2	1.6	2.0	2.3	2.6	3.2
鋼板 ステンレス	SUS304	520	0.8	1.0	1.3	1.6	1.8	2.0	2.5
	SUS316								
鋼板 アルミニウム	A5052 P-H34	235	1.7	2.1	2.8	3.4	4.0	4.5	5.5
	A5083 P-H32	315	1.3	1.6	2.1	2.6	3.0	3.3	4.1
板 アルミニウム	A1080 P-H24	85	4.7	5.7	7.6	9.5	10.9	12.3	15.1

(2) 第2号の規定は、タンクの固定について定めたもので、その方法は次に掲げるところによる。

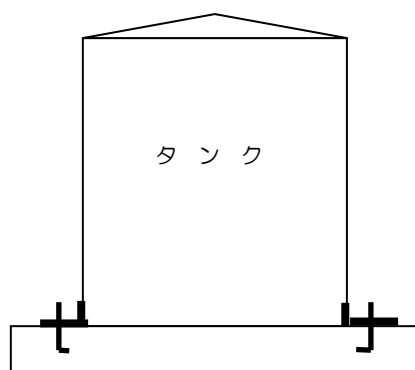
ア 基礎は、鉄筋コンクリートで造られたものとする。

イ 架台は、不燃材料で造り、タンクが満油状態のときの荷重を十分支えることができ、かつ、地震動時の振動に十分耐えることができる構造とすること。

ウ 架台の高さは、地盤面上又は床面上から3メートル以下とすること。

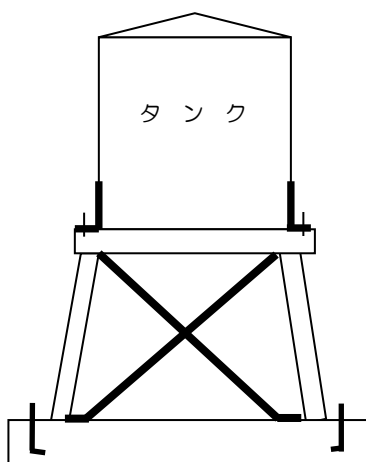
エ タンク側板に固定用板を溶接し、その固定用板をアンカーボルト等で基礎又は架台に固定する方法は、図6-1から図6-2の例によること。

図6-1



基礎上に固定する例

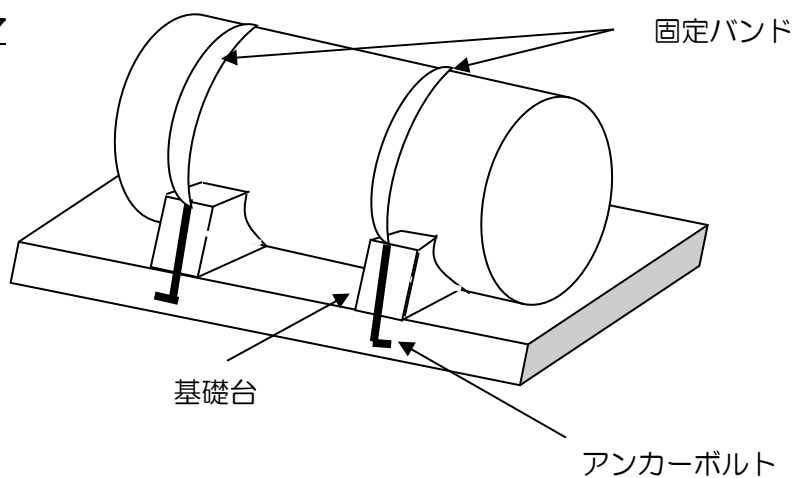
図6-2



架台上に固定する例

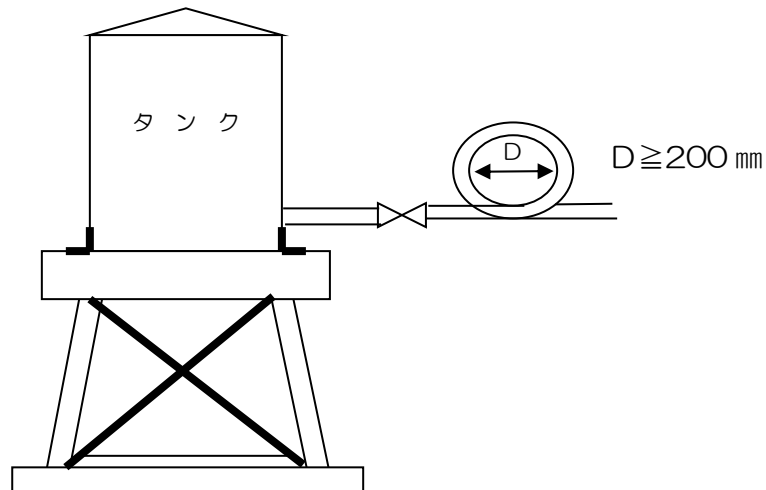
オ タンクを直接基礎に固定することなく、締付バンド及びアンカーボルト等により間接的に固定する方法は図7の例によること。この場合において、バンド及びアンカーボルト等には、さびどめ塗装がされていること。

図7



- (3) 第4号に規定する安全装置は、第3条第2項第5号の規定を準用し、通気管の基準は、次のとおりとする。
- ア 管の内径は、20ミリメートル以上とすること。
  - イ 先端の位置は、地盤面上又は床面上2メートル以上の高さとし、かつ、建築物の窓等の開口部又は火を使用する設備等の給排気口から1メートル以上離れていること。
  - ウ 先端は、雨水の侵入を防ぐものとする。
  - エ 滞油するおそれがある屈曲をさせないこと。
- (4) 第5号に規定する引火を防止するための措置とは、通気管の先端に40メッシュ程度の銅若しくはステンレス鋼を張ったもの又はこれと同等以上の引火防止性能を有する方法とする。
- (5) 第6号に規定する危険物の量を自動的に表示する装置は、次に掲げるいずれかとする。
- ア 蒸気が容易に発散しない構造とした浮子式計量装置
  - イ 電気、圧力作動方式又はアイソトープ方式による自動計量装置
  - ウ 金属管で保護した硬質ガラス管で、かつ、閉止弁を設けた計量装置
  - エ 上部計量口から計量棒で計量する装置(地下タンクに使用する場合に限る。)
- (6) 第7号に規定する注入口の位置は、次に示すような火災予防上安全な場所に設けることとする。
- ア 火気使用場所から十分な距離を有する場所であること。
  - イ 原則として屋外に設けること。やむを得ず屋内に設ける場合は、火気使用場所と防火上有効に遮へいされた場所であること。
  - ウ 可燃性蒸気等の滞留するおそれのある階段、ドライエリア等を避けた場所であること。
  - エ 注入口を危険物製造所等の注入口と併設する場合は、製造所等の注入口と明確に区別できるようできる限り離して設けるとともに、注入口のふたに「少危」等の文字を表示すること。
- (7) 第9号の規定は、地震動等により当該配管とタンクとの接合部分に損傷を与えないような必要な措置を定めたもので、配管結合部の直近に金属製の可とう管継手が設けられていることをいう。ただし、配管が著しく細く可とう管継手を設けることができない場合は、**図8**の例により当該配管のタンク直近部分を内径200ミリメートル以上のループ状の曲がり配管とする等の措置を講ずる必要がある。

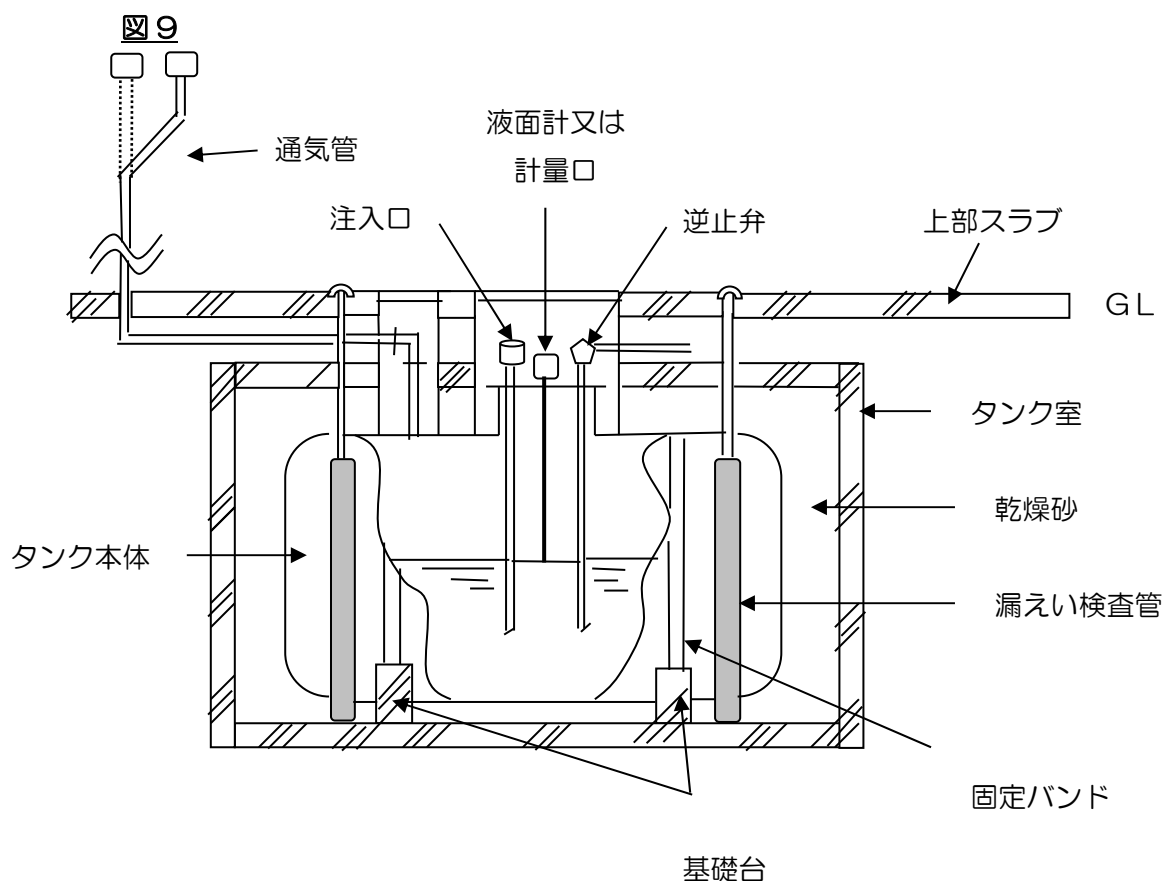
図 8



- (8) 第 10 号に規定する流出を防止するための有効な措置は、次のとおりとする。
- ア 流出どめは、コンクリートのほか、鋼板等で造られたもの又は鉄筋コンクリートブロック造りのもので、亀裂、損傷により危険物が地中等に浸透しない構造とし、タンクの周囲に設けられていること。
  - イ 流出どめは、タンクの側板から 0.5 メートル以上離れていること。
  - ウ 流出どめの容量は、タンクの容量(1 の流出止めに 2 以上のタンクがある場合にあっては、容量が最大となるタンクの容量)の全量を収容できること。
  - エ 流出どめに水抜口を設ける場合は、弁付水抜口とすること。
  - オ 防火上有効な塀又は開口部のない耐火構造若しくは防火構造の壁又は不燃材料で造った壁で危険物の流出を有効に防止できるものは、当該塀又は壁をもって流出どめにかえることができる。
  - カ 屋内のタンクの流出どめ内には、当該流出どめ内に存するタンクに付随する設備（配管含む。）以外の設備を設置しないこと。
  - キ ポンプ設備は、原則として流出どめの外に設ける。ただし流出どめの高さ以上の位置に設ける場合はこの限りではない。
- (9) 第 11 号に規定する底板の外面の腐食を防止するための措置とは、地盤面の表面にアスファルトサンドやアスファルトモルタルのカーペットを施すか又は底板外面にコールドエナメル等の塗装を施す方法をいう。

**第 7 条 条令第 31 条の 5 第 2 項**に規定する地下タンクの位置、構造及び設備の技術上の基準に関する運用は、次のとおりとする。

- (1) 第 1 号に規定するコンクリート造等のタンク室とは、コンクリート造にあっては、厚さ 20 センチメートル以上又はこれと同等以上の鉄筋コンクリートで造り、タンク室に乾燥砂を充てんしたもので図 9 の例による。



(2) 第2号に規定するふたの構造は、厚さ20センチメートル以上の鉄筋コンクリート造のもの又はこれと同等以上の強度を有する不燃材料で造られたものとする。

ただし、自動車の荷重がかかるおそれのない等、安全上支障がないと認められる場合には、ふたの厚さについては、この限りではない。

(3) 第3号に規定する堅固な基礎の上に固定とは、締付けバンド及びボルト等により固定することをいう。

(4) 第4号に規定するこれと同等以上の強度を有する金属板とは、次式により算出された数値以上の厚さを有する金属板とする。

$$t = (400 / \sigma) \times 3.2$$

t:使用する金属板の厚さ(mm)

$\sigma$ :使用する金属板の引張強さ (N/mm<sup>2</sup>)

(5) 第5号に規定する損傷を防止するための措置とは、計量棒が当たる部分にタンク本体と同じ材質で同じ板厚の保護板を当てる方法等とする。

(6) 第7号の規定は、タンク又はタンクに接続する配管からの危険物の漏えいの有無を調べるための設備について定めたもので、危険物の漏れを検知するための管の材質、構造については次のとおりとする。

ア 材質は、金属または硬質塩化ビニールとすること。

イ 長さは、地盤面からタンクの基礎までとすること。

ウ 構造は、小孔を有する二重管とすること。ただし、タンクの水平中心線から上

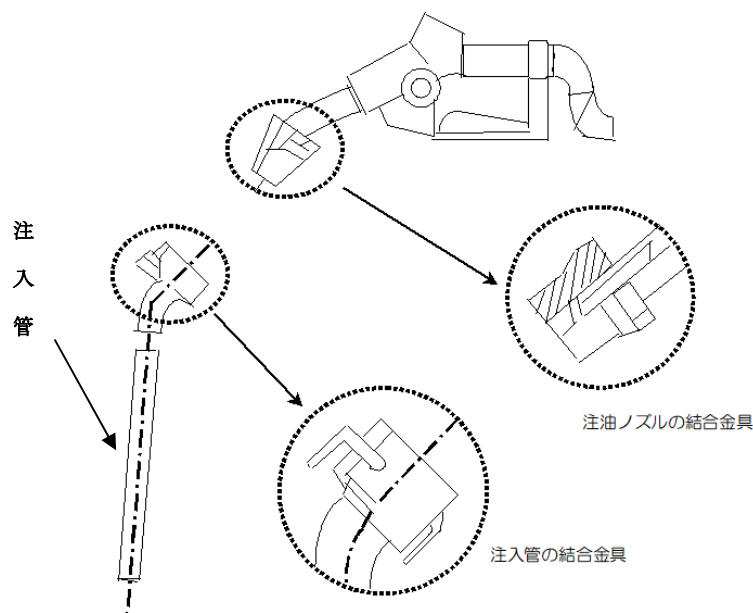
部は、小孔のない単管とすることができる。

エ 上端部は、水の侵入しない構造とし、かつ、ふたは点検等の際、容易に開放できるものとする。

**第8条 条例第31条の6第1項**に規定する移動タンクの技術上の基準に関する運用は次のとおりとする。

- (1) 第1号の規定は、移動タンクの注入ホースの構造について定めたもので、緊結の方法はねじ式結合金具、突合せ固定式結合金具等とする。また、注入ホースの先端部を手動開閉装置を備えた注入ノズルとする場合は、手動開閉装置を開放の状態固定（引き金クリップ、突起物等付）できないものとする。
- (2) 注入ホースの長さについては、ホースリールが無いものにあつては概ね20m以内とし、ホースリール付のものにあつては概ね30m以内とする。
- (3) 第2号に規定する安全な注油に支障がない範囲の注油速度は、60リットル／分以下とする。
- (4) 第3号の規定は、移動タンクに設ける接地導線について定めたもので、その構造等については、次のとおりとする。
  - ア 静電気による災害が発生するおそれのある液体には、第四類の特殊引火物、第一石油類、第二石油類が該当するものであること。
  - イ 接地導線は、良導体の導線を用いビニール等の絶縁材料で被覆したもの又はこれと同等以上の導電性、絶縁性及び損傷に対する強度を有すること。
  - ウ 接地導線等と緊結することができるクリップ等が取り付けられているものとする。
- (4) 第4号の規定は、タンクに危険物を注入する際の静電気による事故防止について定めたもので、注入管は図10の例による。

図10





2 条例第31条の6第2項に規定する移動タンクの位置、構造及び設備の技術上の基準に関する運用は、次のとおりとする。

- (1) 第1号に規定する火災予防上安全な場所とは、移動タンクの所有者等が必要な措置を講じることが可能な場所であって、火気を使用する設備が付近に設けられていない屋外又は屋内の場所をいう。
- (2) 第2号に規定するこれと同等以上の機械的性質を有する材料とは、次式により算出された数値以上の厚さを有する金属板とし、表3の例によるものとする。ただし、最小厚さは2.8ミリメートル以上とする。

$$t = 3 \sqrt{\frac{400 \times 21}{\sigma \times A}} \times 3.2$$

t：使用する金属板の厚さ（mm）

σ：使用する金属板の引張強さ（N/mm<sup>2</sup>）

A：使用する金属板の伸び（%）

表3 タンク本体板厚例（単位mm）

材質名	JIS 記号	引張り強さ (N/mm <sup>2</sup> )	伸び (%)	計算値 (mm)	板厚最小値 (mm)
ステンレス 鋼 板	SUS304	520	40	2.37	2.8
	SUS316	520	40	2.37	2.8
	SUS304L	480	40	2.43	2.8
	SUS316L	480	40	2.43	2.8
アルミニウム 合 金 板	A5052P-H34	235	7	5.51	5.6
	A5083P-H32	305	12	4.23	4.3
	A5083P-O	275	16	3.97	4.0
	A5083P-H112	285	11	4.45	4.5
	A5052P- O	175	20	4.29	4.3
アルミニウム板	A1080P-H24	85	6	8.14	8.2
溶接構造用 圧延鋼材	SM490A	490	22	2.95	3.0
	SM490B	490	22	2.95	3.0
高耐侯性 圧延鋼材	SPA-H	480	22	2.97	3.0

- (3) 第3号の規定は、タンクの固定方法について定めたもので、その方法は次のとお

りとする。

ア これに相当する部分とは、シャシフレームのない車両にあっては、メインフレーム又はこれと一体となっているクロスメンバー等をいう。

イ タンクをシャシフレーム等にUボルトにより固定した場合と同等以上の強度を有する場合は、Uボルト以外の固定とすることができる。

ウ シャシフレームに直接固定できない車両については、シャシフレームとタンクとの間に強固な補強板を設け、その補強板にUボルトを用いる方法又は直ボルト（12 mm以上）でダブルナットを使用して一箇所につき最少限ボルト 2 本で固定する方法でも良いとする。

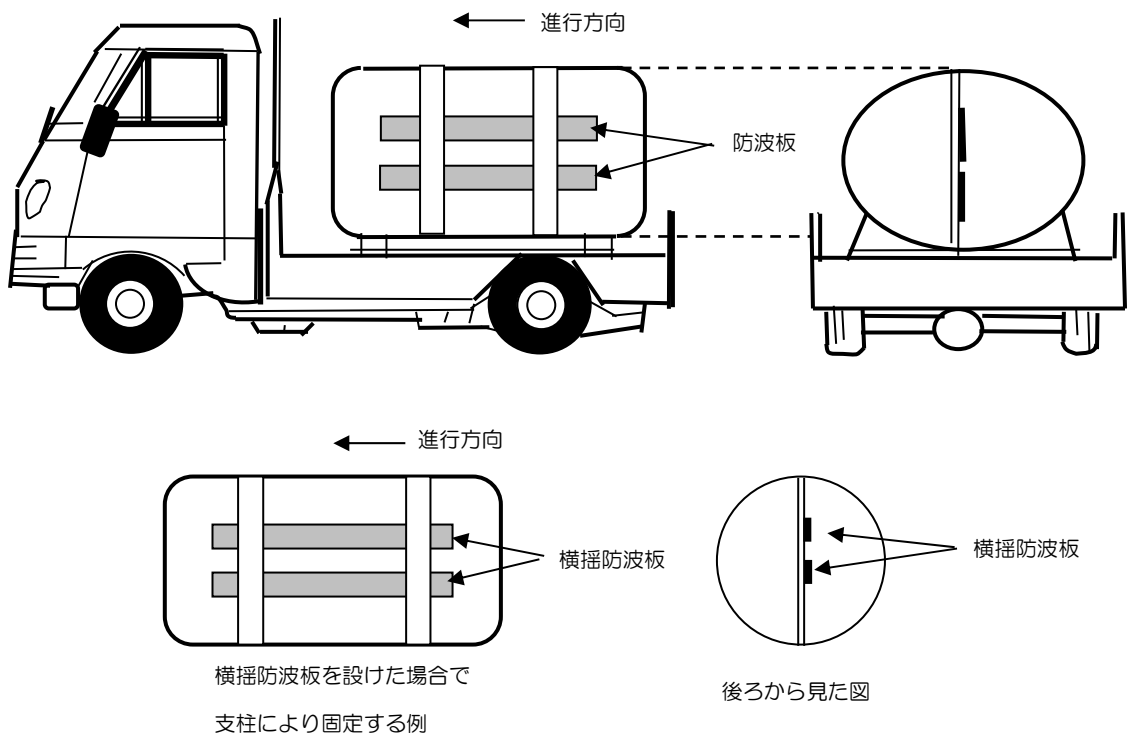
(4) 第 4 号に規定する安全装置は、直射日光等による温度上昇に伴うタンクの内圧の上昇防止又は危険物の吐出作業時における大気圧との均衡保持等のため、各槽ごとにタンクの頂部に設けるもので、安全装置の作動圧力は、移動タンクの常用圧力に応じたものを選定しなければならない。

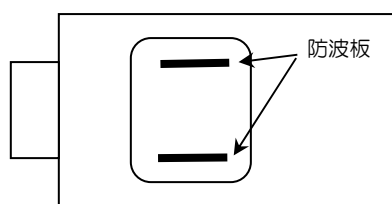
(5) 第 5 号に規定するこれと同等以上の機械的性質を有する材料とは、前 2 号に規定するタンク本体の例による。

(6) 第 6 号の規定は、タンクが間仕切により仕切られた部分に、マンホール及び安全装置等を設けることを定めたものである。また、間仕切により仕切られた部分の容量が 2,000 リットル以上のものについては、防波板を設けるとしたもので、その構造等は次のとおりとする。

ア 防波板は、図 11 の例によりタンクの移動方向と平行に横揺れ防止のため設け、一箇所に設ける防波板の面積は、危規則第 24 条の 2 の 9 に準ずるものとする。

図 11





タンク横置きの場合

イ これと同等以上の機械的性質を有する材料とは、次式により算出した数値以上の厚さを有する金属板とし、**表4**の例によるものとする。

$$t = (\sqrt{270 / \sigma}) \times 1.6$$

t : 使用する金属板の厚さ (mm)

$\sigma$  : 使用する金属板の引張強さ (N/mm<sup>2</sup>)

**表 4 防波板板厚例 (単位mm)**

材質名	JIS 記号	引張り強さ (N/mm <sup>2</sup> )	計算値 (mm)	板厚最小値 (mm)
冷間圧延鋼板	SPCC	270	1.60	1.6
ステンレス鋼板	SUS304	520	1.16	1.2
	SUS316	520	1.16	1.2
	SUS304L	480	1.20	1.2
	SUS316L	480	1.20	1.2
アルミニウム合金板	A5052P-H34	235	1.72	1.8
	A5083P-H32	315	1.49	1.5
	A5052P-H24	235	1.72	1.8
	A6N01S-T5	245	1.68	1.7
アルミニウム板	A1080P-H24	85	2.86	2.9

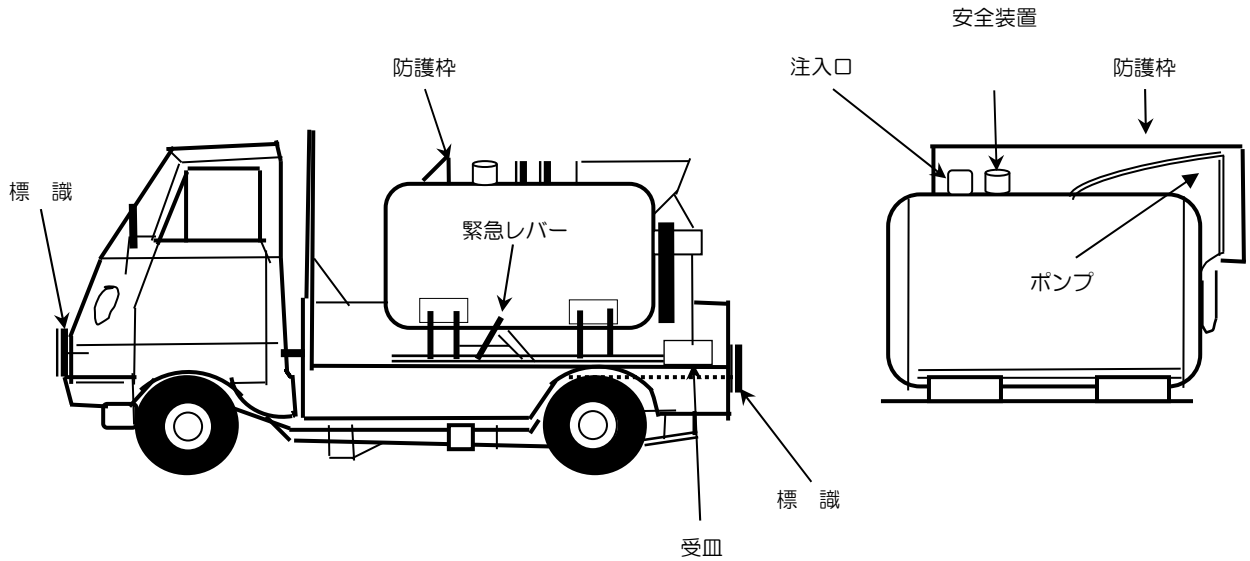
(7) 第 7 号の規定は、マンホール及び注入口のふたについて、タンクの本体の板厚以上とすることを定められたものである。

(8) 第 8 号に規定する防護枠の構造は、次のとおりとする。

ア 防護枠の高さは、マンホール、注入口、安全装置等の附属装置の高さ以上とする。

イ 防護枠は、山形又はこれと同等以上の強度を有する形状とし、**図 12**の例による。

図 12



ウ 防護枠は、厚さ2.3ミリメートル以上の鋼板とする。ただし、これ以外の金属板で造る場合は、次式により算出された数値以上の厚さのものとし、表5の例によるものとする。

$$t = (\sqrt{270/\sigma}) \times 2.3$$

t：使用する金属板の厚さ（mm）

σ：使用する金属板の引張強さ（N/mm<sup>2</sup>）

表 5 防護枠板厚例（単位mm）

材質名	JIS 記号	引張り強さ (N/mm <sup>2</sup> )	計算値 (mm)	板厚最小値 (mm)
冷間圧延鋼板	SPCC	270	2.30	2.3
ステンレス鋼板	SUS304	520	1.66	1.7
	SUS316	520	1.66	1.7
	SUS304L	480	1.73	1.8
	SUS316L	480	1.73	1.8
アルミニウム合金板	A5052P-H34	235	2.47	2.5
	A5083P-H32	315	2.13	2.2
	A5052P-H24	235	2.28	2.3
	A6N01S-T5	245	2.64	2.7
アルミニウム板	A1080P-H24	85	4.10	4.1

(9) 第9号の規定は、タンクの下部に排出口を設ける場合は、緊急時に危険物の吐出を容易に閉鎖することのできる弁等を設けるように定めたもので、その構造は次のとおりとする。

ア 弁等を操作するための緊急閉鎖弁（レバー等）は、移動タンクの周囲から容易に閉鎖操作を行えるものでなければならない。

イ 緊急閉鎖弁（レバー等）を示す文字（緊急レバー等）は、容易に識別できる大きさ及び色で見易い位置に表示すること。

(10) 第11号の規定は、タンク及び附属装置の電気設備を可燃性蒸気が滞留するおそれのある場所に設ける場合には、当該設備が火源となって火災が発生することを防止するため、可燃性蒸気が引火しない構造（防爆性能を有する構造）とすることを定めたものである。また、可燃性蒸気が滞留するおそれのある場所には、引火点が40度未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う移動タンクのタンク室内、ポンプ設備が収納されている場所、防護枠に囲まれた部分や遮へいされた部分等が該当するものであること。

(11) 車両のあおりについての有無は問わないこと。

(12) 車両ナンバー（4・11・8ナンバー）については問わず、届出の際に車検証の写しを添付し、その提出をもって受理するものであること。

(13) 車両荷台のタンク以外の積載物については、数は問わないが空のポリタンクは認める。ただし車両に固定されたフレーム等（枠）を設け、転倒防止措置をすること。

**第9条 条例第31条の7第1項**の規定は、危険物の持つ危険性に応じた貯蔵又は取扱いに関する原則的な基準を定めたものである。

**2 条例第31条の7第2項**の規定は、危険物の貯蔵又は取扱いが**同条第1項**に規定する原則的な基準によることが通常でない場合にあっては、この基準によらないことができることを定めたものである。この場合は、原則的な貯蔵又は取扱い条件に適合しない条件において危険物の貯蔵又は取扱いを行うことから、災害の発生を防止するために十分な措置を講じなければならない。

なお、貯蔵又は取扱いの方法が、**条例第31条の7第1項**の原則規定によらないことが通常で有かどうかについての判断にあたっては、危険性の程度及びこれらに対する措置等を十分勘案して判断する必要がある。

**第10条 条例第31条の9**の規定は、動植物油類についての適用除外を定めたものである。動植物油類については、危規則第1条の3第7項の規定の適用をうけ貯蔵されているものは、数量の如何にかかわらず危険物から除外され、危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号以下「危政令」という。）別表第4備考第8号において可燃性液体類とされている。したがって危規則第1条の3第7項の規定の適用をうけない指定数量未満の動植物油類については、本来、指定数量未満の危険物として**条例第30条から第31条の8**までの規定の適用があるはずであるが、**条例第31条の9**では、貯蔵条件により基準の適用が異なることとならないよう規制の統一を図るために規定の適用除外を定めている。

なお、当該動植物油類については、指定可燃物として**条例第33条**に貯蔵及び取扱いの技術上の基準が定められている。

**第11条 条例第32条**に規定する同一の場所とは、原則として同一の敷地、同一の建築

物若しくは耐火構造等の床、壁で区画された室又はタンクにおいて貯蔵し、取り扱う場合とする。

2 危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合の同一場所の範囲については、次の例による。

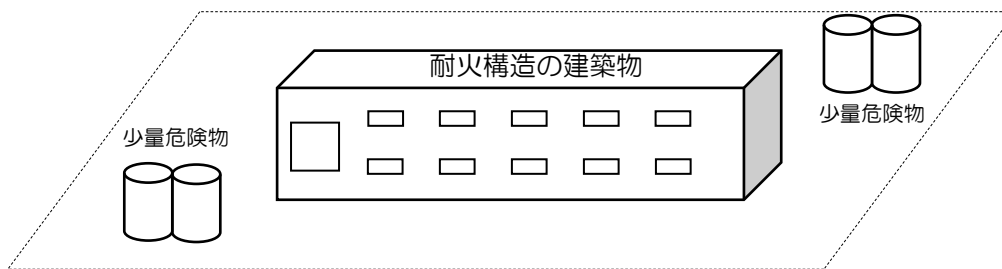
また、微量危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合も同様とする。

(1) 屋外の場合

ア 容器又は設備により貯蔵又は取り扱う場合

それぞれの少量危険物貯蔵取扱所が、耐火構造の建築物又は塀等で防火上有効に隔てられている場合、又は、防火上安全な距離を有する場合など、各少量危険物貯蔵取扱所が独立性を有していると認められる場合は、別々の少量危険物貯蔵取扱所とみなす。(図13)

図13



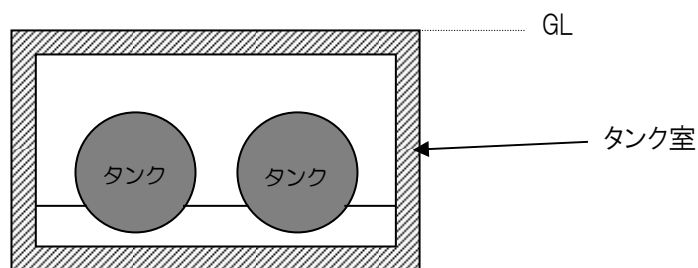
耐火構造の建築物により隔てられている例

イ タンクにより貯蔵し、又は取り扱う場合

タンクごととする。ただし、地下タンクで次のいずれかに該当する場合は、一の地下タンクとする。

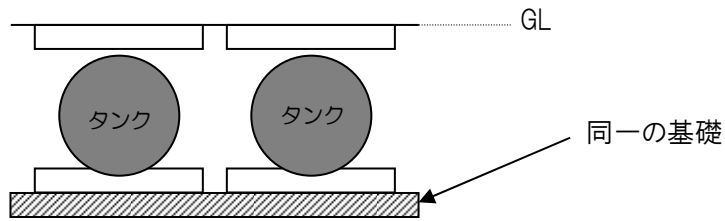
(ア) 同一のタンク室内に設置されている場合 (図14-1)

図14-1



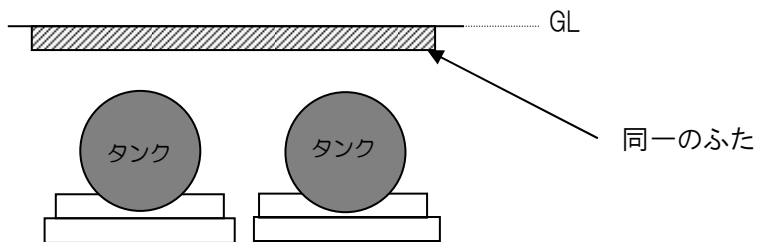
(イ) 同一の基礎上に設置されている場合 (図 14-2)

図 14-2



(ウ) 同一のふたで覆われている場合 (図 14-3)

図 14-3

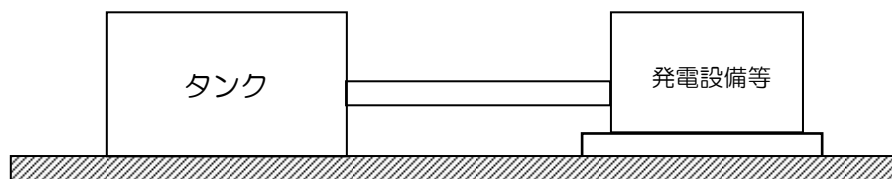


ウ タンクと設備が同一工程の場合

貯蔵及び取扱いが同一工程である場合は、同一工程ごととすることができる。

(図 15)

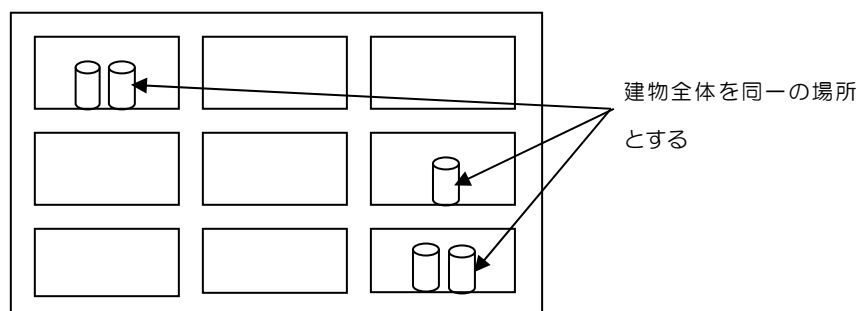
図 15



(2) 屋内の場合

原則として建物ごととする(図16)。

図-16



ただし、次に掲げる場合は、別々の少量危険物貯蔵取扱所とみなす。

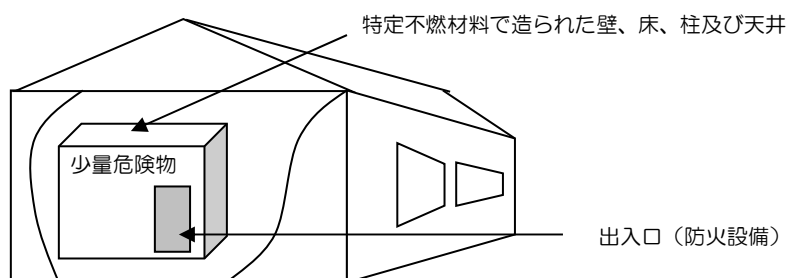
ア 危険物を取り扱う設備の場合

次の(ア)又は(イ)による。

なお、危険物を取り扱う設備とは、吹付塗装用設備、洗浄作業用設備、焼入れ作業用設備、消費設備(ボイラー、バーナー等)、油圧装置、潤滑油循環装置などをいう。

(ア) 危険物を取り扱う設備が、出入口(防火設備)以外の開口部(排気ダクトを除く。)を有しない特定不燃材料で他の部分と区画(以下「不燃区画例」という。)されている場所(図17-1)。

図17-1

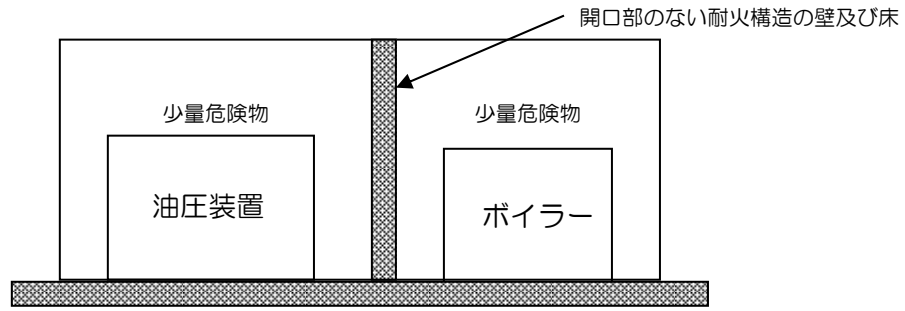


不燃区画例

なお、不燃区画例の少量危険物貯蔵取扱所を連続(隣接)して設けることは、原則としてできない。ただし、少量危険物貯蔵取扱所相互に隣接する壁、床を開口部のない耐火構造とする場合は、この限りでない。(図17-2)



図 17-2

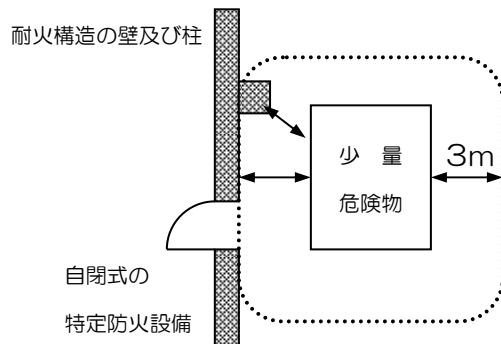


連続して設けられる例

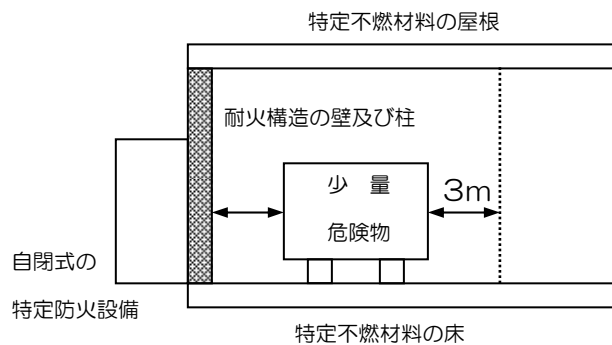
(イ) 危険物を取り扱う設備（危険物を移送するための配管、ストレーナー、流量計（ポンプを除く。）等の附属設備を除く。）の周囲に3m以上の空地が保有されていること。（以下「保有空地例」という。）

- a 当該設備から3m未満となる建築物の壁（出入口以外の開口部を有しないものに限る。）及び柱が耐火構造である場合にあっては、当該設備から当該壁及び柱までの距離の幅の空地が保有されていること。ただし、建築物の壁に随時開けることができる自動閉鎖の特定防火設備（以下「自閉式特定防火設備」という。）が設けられているものについてはこの限りではない。（[図 18](#)）。

図 18



保有空地例

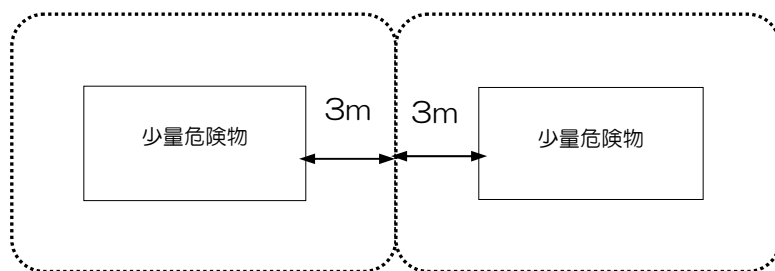


- b 空地は、上階がある場合にあっては上階の床又は天井（天井がない場合は

小屋裏)までをいう。空地の上方に電気配線、ダクト等が通過する場合は、火災の実態危険のないものであること。

- c 保有空地例における空地の範囲をペイント、テープ等により明示するよう指導する。
- d 複数の少量危険物貯蔵取扱所を連続(隣接)して設置する場合は、空地を相互に重複することはできない(図19)。

図-19



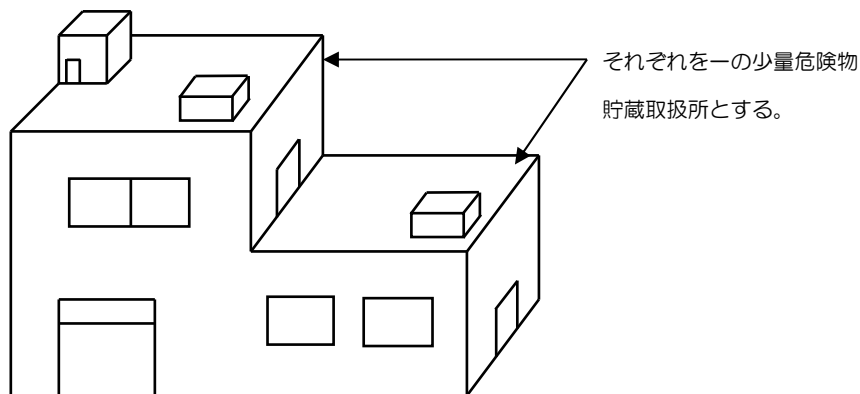
イ 容器又はタンクにより貯蔵し、又は取り扱う場合  
不燃区画例による。

(3) 屋上の場合

次に掲げる場合は、別々の少量危険物貯蔵取扱所とみなす。

ア 同一建物に屋上が2以上ある場合(図20)

図-20

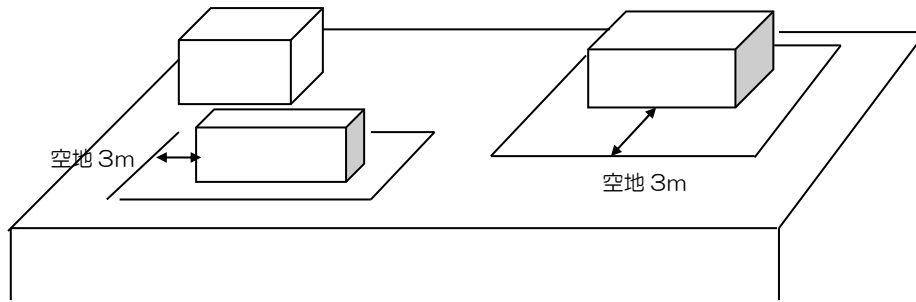


イ (2)ア(イ)に示す保有空地例による場合(危険物を取り扱う設備は、ボイラー、又は発電設備等の消費設備に限る。)

この場合において、保有空地例における空地の範囲をペイント、テープ等により明示するように指導する。

また、複数の少量危険物貯蔵取扱所を保有空地例で設置する場合は、空地を相互に重複することはできない。(図21)

図 21

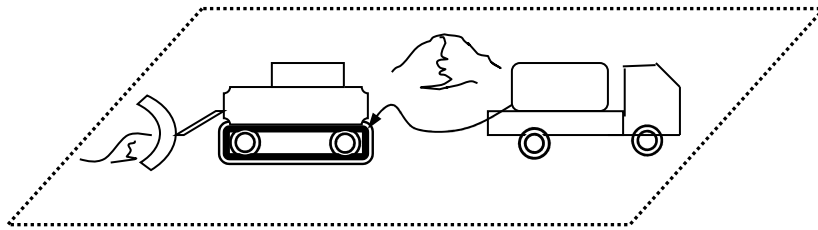


(4) 特殊な場所の場合

ア 建築現場等において土木建設重機等に給油する場合

土木建設重機等が工事のため移動する範囲ごととする。(図 22)。

図-22



建築現場等において土木建設重機等に給油する場合

(5) 屋外及び屋内の判断基準

ア 軒下、ひさし等の下の危険物の貯蔵及び取り扱い場所は屋外として扱うこと。

イ 建物（下屋、納屋、物置等）で壁のない開放性のある場合は、屋外として扱うこと。

3 同一場所で危険物を貯蔵し、又は取り扱う危険物の数量の算定については、次のとおりとする。

(1) 貯蔵施設の場合

貯蔵する危険物の全量とする。

(2) 取扱施設の場合

取り扱う危険物の全量とする。

なお、次に掲げる場合は、それぞれによる。

ア 油圧装置、潤滑油循環装置等による危険物の取扱いについては、瞬間最大停滞量をもって算定する。

イ ボイラー、発電設備等の危険物の消費については、1日における計画又は実績消

費量のうち、いずれか大なる数量をもって算定する。

なお、油圧機器内蔵油、熱媒油等の危険物及び発電設備で潤滑油を使用する場合は、算定にあたって合算する。

ウ 洗浄作業及び切削装置等の取扱いについては、洗浄後に危険物を回収し、同一系内で再使用するものは瞬間最大停滞量とし、使い捨てするもの及び系外に搬出するものは1日の使用量とする。

(3) 貯蔵施設と取扱施設とを併設する場合

ア 貯蔵施設と取扱施設とが同一工程にある場合（ボイラーと当該ボイラー用燃料タンクを同一の室内に設けた場合等）

貯蔵する危険物の全量と取り扱う危険物の全量とを比較して、いずれか大きい方の量とする。

イ 貯蔵施設と取扱施設とが同一工程にない場合

貯蔵する危険物の全量と取り扱う危険物の全量を合算した量とする。

**第12条** 移動タンク以外の少量危険物貯蔵取扱所に設ける消火設備については、次のとおりとする。

- (1) 消防法（昭和23年法律第186号、以下「法」という。）第17条第1項の規定の適用を受ける場合は、当該規定に基づいた消火設備を設けること。
- (2) 法第17条第1項の規定の適用を受けない屋外の少量危険物貯蔵取扱所については、危政令別表第5に掲げる対象物について同表においてその消火に適応するものとされる消火設備のうち、同表備考第2号に規定する第5種の消火設備を設けること。
- (3) 消火器の設置単位及び算定にあつては、別添1「少量危険物施設の消火設備の設置指導」を参考にすること。

2 移動タンクに設ける消火設備については、次のとおりとする。

- (1) 移動タンクにおいて、危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合は、消火器の技術上の規格を定める省令（昭和39年自治省令第27号）第8条に規定する自動車用消火器を1個以上設けること。

なお、自動車用消火器とは、一般の消火器の試験内容に加えて同省令第30条に規定する振動試験が実施されたもので、「自動車用」と表示されたものである。

- (2) 消火器は、適正に維持管理し、失効消火器については、交換を指導すること。

**第13条 条例第33条第1項**の規定は、指定可燃物のうち可燃性固体類及び可燃性液体類（以下「可燃性固体類等」という。）の貯蔵及び取扱いの技術上の基準について定めたものである。

- (1) 第2号に規定する容器の積み重ね高さの算定方法は、地盤面又は床面から最上段の容器の上部までの高さとする。
- (2) 第4号の適用にあつては、原則的な貯蔵又は取扱い条件に適合しない条件において可燃性液体類等の貯蔵又は取扱いを行うことから、災害の発生を防止するために、十分な措置を講じなければならない。

なお、貯蔵又は取扱いの方法が、条例第33条第1項第3号の原則規定によらないことが通常であるかどうかについての判断にあたっては、危険性の程度及びこれに

対する換気、冷却等の措置を十分勘案して判断する必要がある。

2 **条例第33条第2項**の規定は、可燃性液体類等を貯蔵し、又は取り扱う場所（以下「指定可燃物貯蔵取扱所」という。）の位置、構造及び設備の技術上の基準について定めたものである。

(1) 第1号の規定は、可燃性固体類等を屋外の場所で貯蔵し、又は取り扱う場合の周囲の空地について定めたもので、容器等の種類及び可燃性固体類等の数量の倍数（貯蔵し、又は取り扱う物品の数量を、**条例別表第8**に定める当該物品の数量で除して得た値）に応じた幅の空地を保有するか又は防火上有効な塀を設けることとしている。

なお、少量危険物貯蔵取扱所の基準と同様に、開口部のない防火構造の壁又は不燃材料で造った壁に面している場合は、空地を設けないことができる。

(2) 第2号に規定する防火上有効な隔壁とは、耐火構造、準耐火構造若しくは防火構造で小屋裏まで完全に区画されていることをいう。

第14条 **条例第34条第1項**の規定は、指定可燃物（条例別表第8の品名欄に掲げる物品で、同表の数量欄に定める数量以上のものをいう。以下同じ。）のうち可燃性固体類等以外の指定可燃物（以下「綿花類等」という。）の貯蔵又は取扱いの技術上の基準について定めたものである。

(1) 第1号に規定するみだりに火気を使用しないとは、火気を使用するときは、綿花類等の性質及び作業工程等を考慮して、次に掲げる状態でのみ火気を使用すべきことをいう。

ア 正当な理由がある場合に限ること。

イ よく管理された状態であること。

ウ 安全な場所であること。

エ 安全な方法であること。

(2) 第2号に規定する係員とは、綿花類等の指定可燃物貯蔵取扱所において、日常の業務に従事する者をいう。

(3) 第3号に規定する危険物と区分して整理するとは、火災予防上安全な距離（1メートル以上）を確保するとともに、それぞれロープや囲い等で区分し、よく管理された状態のもとに綿花類等を貯蔵し、又は取り扱うことをいう。

(4) 第4号に規定する廃棄とは、条例第31条の2第1項第2号に準じた方法で処理することをいう。また、その他の措置としては、安全な方法で回収を行う等であること。

(5) 第5号の規定は、再生資源燃料のうち、産業物固形化燃料その他の水分によって発熱又は可燃性ガスの発生のおそれがあるもの（以下「廃棄物固形化燃料等」）を貯蔵し、又は取り扱う場合の安全対策について定めたもので、その対策は次のとおりとする。

ア アに規定する適切な水分管理とは、水分量を再生資源燃料等の安全の確保に係る調査検討報告書（平成19年4月27日総務省消防庁公表、以下「報告書」）で推奨される含有率範囲の管理値に抑え、発熱等を防止することをいう。

イ イに規定する適切な温度とは、報告書に示された再生資源燃料等の性状確認試験

に基づく数値とすること。

ウ ウの規定は、貯蔵時に発熱や可燃性ガスの発生を防止するとともに、消防活動が容易に行えるようにするため、高温状態での貯蔵や集積高さ等の制限、長期貯蔵や雨水等水分の侵入防止が必要であることを定めたものである。

エ エの規定は、貯蔵時に廃棄物固形化燃料等の状態を監視し、異常発生時に直ちに対応を図るための体制を確保することが必要であることを定めたもので、監視の方法として貯蔵形態に応じ温度測定装置による温度の有効監視、可燃性ガス測定装置による可燃性ガス監視等がある。

2 **条例第34条第2項**の規定は、綿花類等を貯蔵し、又は取り扱う指定可燃物貯蔵取扱所の位置、構造及び設備の技術上の基準について定めたものである。

(1) 第1号の規定については、**条例第31条の2第2項第1号**の規定を準用する。

(2) 第2号の規定は、綿花類等のうち廃棄物固形化燃料等及び合成樹脂類以外のものの集積方法について定めたものである。ただし書きは、廃棄物固形化燃料等以外の再生資源燃料及び石炭・木炭類を貯蔵する場合には、これらの蓄熱発火等による火災の発生を防止するため、温度計等により温度を監視するとともに、適温保持のため散水設備等を設置した場合は、一集積単位の面積及び集積単位相互間の距離の規定は適用しないことを定めたものである。

なお、散水設備等には、スプリンクラー設備、ドレンチャー設備等が該当するものである。

(3) 第3号の規定は、綿花類等のうち合成樹脂類の集積方法について定めたものである。

ア アのただし書きは、火災の拡大又は延焼を防止するための散水設備を設置する等必要な措置を講じた場合は、一集積単位の面積及び集積単位相互間の距離の規定は適用しないことを定めたものである。

イ イに規定する防火上有効な塀、開口部のない防火構造の壁又は不燃材料で造った壁については、**条例第31条の3第2項第1号**の規定を準用する。

ウ ウの規定は、屋内において貯蔵し、又は取り扱う場合は、延焼拡大等の危険性を考慮し、貯蔵する場所と取り扱う場所とを不燃性を有する材料で有効に区画するか又はスプリンクラー設備、ドレンチャー設備、防火シャッター等を設けるなど防火上有効な措置を講じることを定めたものである。

エ エの規定は、条例別表第8に定める数量の100倍以上を屋内において貯蔵し、又は取り扱う場合は、室内の壁及び天井を難燃材料で造るか又は屋内に面する部分を覆うことを定めたものである。

(4) 第4号の規定は、廃棄物固形化燃料等を貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備の技術上の基準について定めたものである。

ア アに規定する温度測定装置とは、廃棄物固形化燃料等を取り扱う設備の種類、危険物の貯蔵取扱い形態、廃棄物固形化燃料等の物性及び温度測定範囲等を十分に考慮し、安全で温度変化を正確に把握できるものをいう。

イ イに規定する迅速に排出できる構造とは、タンク等の下部を開放することで、内容物の全量が落下する等により即時に排出される構造又はタンク等の内容物に異常

が生じてから危険な状態になる前に、通常の搬出設備以外で外部へ排出することができる機構を備えたものをいう。

**第 15 条 条例第 34 条の 2**の規定は、指定可燃物貯蔵取扱所における火災の危険性は、物品の品名、数量、貯蔵取扱いの実態、事業所の保安管理体制などにより異なることから、事業所自らがその実態を踏まえた火災の危険要因の把握、当該危険要因に応じた保安に関する計画の作成及び火災予防上有効な措置を講ずることを定めたものである。

2 前項の保安に関する計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 貯蔵し、又は取り扱う物品の危険性に関すること。
- (2) 貯蔵し、又は取扱いに係る危険要因に関すること。
- (3) 前各号の危険性又は危険要因を踏まえた災害予防対策に関すること。
- (4) 火災その他の異常発生時の措置に関すること。

**第 16 条** 指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱うもので法第 17 条第 1 項の規定の適用をうける場合は、当該規定に基づいた消火設備を設ける。

2 可燃性固体類等の移動タンクに設ける消火設備については、道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第 41 条の規定により消火器を設置することとされており、また、消防法施行令（昭和 36 年政令第 37 号）別表第 1（20）項に掲げる舟車として法第 17 条第 1 項の規定が適用される。

**第 17 条 条例第 34 条の 3**の規定は、指定数量未満の危険物及び指定可燃物の貯蔵及び取扱いの技術上の基準の特例について定めたものである。

なお、本条の規定により予期しない貯蔵及び取扱い状況、特殊な設備の開発等に対応できることとなるが、特例基準の適用の前提としては、具体的な環境条件、代替措置等が存在することが必要であり、また、その運用にあたっては、客観的な運用に努める必要がある。

**第 18 条** 指定可燃物の貯蔵及び取扱い、同一場所の取扱い、若しくは、数量の算定については次のとおりとする。

(1) 貯蔵及び取扱いに該当する場合

条例別表第 8 の数量以上の指定可燃物を倉庫において貯蔵する場合、又は工場において製造、加工する場合、並びに工事用資機材として貯蔵し、取り扱う場合等

ア 「貯蔵」とは、倉庫内に保管することや屋外に集積する等の行為をいう。

イ 「取扱い」とは、指定可燃物に係る製造・加工等をいう。

(2) 貯蔵及び取扱いに該当しない場合

ア 一定の場所に集積することなく日常的に使用される事務所のソファ、椅子、学校の机、ホテルのベッド類、図書館の図書類等

イ 倉庫の保温保冷のための断熱材として使用されているもの

ウ 百貨店において陳列、展示しているもの

エ 施工された時点の建築物の断熱材、地盤の改良材、道路の舗装材等

オ ビールケース、ダンボール、パレット等を搬送用の道具等として使用する場合

2 指定可燃物を貯蔵し、取り扱う場合の同一場所の扱いは次のとおりとする。

(1) 可燃性固体類等の同一場所の扱い

可燃性固体類等の同一場所の扱いは、少量危険物等の運用基準 第1「総則」に準ずる。

(2) 綿花類等の同一場所の扱い

ア 屋外の場合

原則として敷地単位とする。ただし、火災予防上十分な距離が確保された場合はこの限りではない。

イ 屋内の場合

原則として建築物ごととする。ただし、綿花類等を貯蔵し、又は取り扱う室の壁、柱、床及び天井(天井がない場合は、上階の床)が耐火構造であって、かつ、開口部には自動閉鎖の特定防火設備(上階との区画においては煙感知器連動によるものも可)が設けられている場合は、当該室ごととすることができる。

3 指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱う場合の数量の算定は次のとおりとする。

- (1) 同一場所で貯蔵し、又は取り扱う指定可燃物の数量の算定については、条例別表第8の数量以上の品名のみを合算した数量とする。
- (2) 別表に定められている数量未滿を貯蔵し、取り扱っている場合は条例別表第8の数量未滿は除き、条例別表第8の数量以上のみを合算する。
- (3) 2以上の異なる指定可燃物の品名の量がそれぞれ条例別表第8の数量未滿の場合は、合算しない。
- (4) 条例別表第8の同一品名欄に含まれる異なる物品を貯蔵し、又は取り扱う場合には、それぞれの品名を同一の品名として合算して計算する。ただし、合成樹脂類の発泡させたものその他のものについては除く。

**第19条 条例第46条第1項**の規定は、少量危険物貯蔵取扱所又は指定可燃物貯蔵取扱所(以下「少量危険物貯蔵取扱所等」という。)を設置しようとする者に対し、あらかじめ消防長に届け出ることを規定したものである。

2 少量危険物貯蔵取扱所等に変更が生じた場合も、大田市火災予防条例施行規則(規則第185号)第17条の様式第15号を準用し、届け出ること。

なお、届出の内容の変更とは、単に少量危険物貯蔵取扱所の位置、構造及び設備を変更する場合に限らず、次に掲げる場合をいう。

- (1) 少量危険物等の貯蔵又は取扱いの方法を変更する場合(危険物の品名又は数量を変更する場合は、令和2年12月21日事務連絡「大田市少量危険物等運用基準の取扱いについて」によること。)
- (2) 少量危険物貯蔵取扱所等の位置、構造又は設備を変更する場合
- (3) 少量危険物貯蔵取扱所等の譲渡、引渡し等により所有者、管理者又は占有者を変更する場合は、平成24年9月3日事務連絡「立入検査時の内容変更取扱いについての一部変更について」によること。

3 **条例第46条第2項**の規定は、少量危険物貯蔵取扱所等を廃止しようとする者に対し、あらかじめ消防長に届け出ることを規定したものである。

**第20条** 前条第1項に規定する届け出(移動タンクを除く。)には、次の事項を記載した図書等を添付しなければならない。

- (1) 設置場所の周囲の状況



- (2) 建築物又はその他の工作物及び主要な設備機器の配置及び構造
  - (3) **第15条第1項**に規定する指定可燃物の保安に関する計画
- 2 移動タンクの届け出に添付する図書等は、次のとおりとする。
- (1) 新たな届け出の場合
    - ア 移動タンク構造設備明細書（危規則様式第4のトに準ずる。）
    - イ タンク製作図
    - ウ タンク検査済証（正）の写し
    - エ 自動車検査証の写し（運輸局による車両登録後に提出）
    - オ 常置場所の配置図
  - (2) タンクを変更する場合
    - ア 移動タンク構造設備明細書（危規則様式第4のトに準ずる。）
    - イ タンク製作図
    - ウ タンク検査済証（正）の写し
    - エ 自動車検査証の写し（運輸局による車両登録後に提出）
  - (3) 車両を変更する場合
    - ア 移動タンク構造設備明細書（危規則様式第4のトに準ずる。）
    - イ 自動車検査証の写し（運輸局による車両登録後に提出）
  - (4) 常置場所を変更する場合
    - 常置場所の配置図

附 則

- 1. この運用基準にあっては、公益財団法人 東京防災救急協会発行「少量危険物と指定可燃物の運用基準」及びその他の参考書籍に基づき弾力的、かつ、総合的に判断して運用すること。
- 2. この運用基準は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

- 1. この運用基準は、令和3年3月1日から施行する。